



中環審第652号
平成24年4月4日

環境大臣
細野 豪志 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



「生物多様性国家戦略 2010 の実施状況の点検結果」を踏まえた
施策の方向に対する意見について（意見具申）

標記について当審議会は、生物多様性国家戦略 2010 前文「実施状況の点検と見直し」
の規定に基づき、別添のとおり今後の施策の方向について意見具申する。

「生物多様性国家戦略 2010 の実施状況の点検結果」を踏まえた
施策の方向について（意見）

中央環境審議会

1. 点検結果について

- ・ 自然環境に関する認識として、総じて絶滅危惧種や、生態系・地形地質などの「要素」と森川里海の連続性などの「パターン」に関するものがほとんどで、海辺の干満や湖の水位変動、洪水氾濫、流砂系ほかの「プロセス」の劣化の認識が少ない。ハリケーン・カトリーナで矛盾が露になったように、近視眼的防災から賢い対応への転換が今後の課題である。
- ・ 点検結果によれば、都市緑地の保全・再生、都市域における水辺の生物多様性などは順調に推移していて、何も問題がないような記載となっているが、現実には干拓、排水、舗装に伴う湿地・水辺の改変・消失による危機（原野・水生・湿生植物、魚貝類、両生類など）が既に著しい状態にあることに留意すべき。さらに近年は河川が過度の洪水調節によって、深く掘れた滞筋と水をかぶらない樹林化した高水敷に2極化しており、攪乱依存生物群の危機が深刻である。
- ・ 全体的に「科学的な取り組み」の点検が不十分である。関連学会における取組状況について点検することも検討すべきである。
- ・ 多くの事業が点検されているが、これをどう構造化して、総合的にどのように評価するかを考えて欲しい。

2. 今後の施策の方向性について

(1) 全体について

- ・ 生物多様性国家戦略では、自然を扱う観点から、1000年後の自然環境を想定したミレニアムターゲットを表看板に掲げてよい。
- ・ 狭い国土で人口密度が高く森林が国土の67%を占めている日本が国土利用に関するビジョンを示し、持続可能な国の姿を作り上げていくことは、これからの途上国の目標にもなる。
- ・ 省庁横断的な戦略づくりが大事である。特に森・里・川・海のつながりを確保するための取組などは、農林水産省や国土交通省も含めた横断的な政策を進める必要がある。

(2) 東日本大震災を踏まえた対応について

- ・災害復興の過程では、地域のコミュニティが重要であり、生物多様性の保全とも関わりが深い。土地や自然と人との縁、地縁結合型社会について、次期生物多様性国家戦略の論点として記述して欲しい。
- ・自然災害をきっかけに、人と自然の関係を見直すことが重要である。自然公園内での防災やその啓発方法も検討して欲しい。
- ・生物多様性の保全は長期的な視点が必要である。長期的に生物多様性が回復してきたかどうかを評価していくためにはモニタリングが必要である。
- ・災害と生物多様性の関連は各国からも注目されており、次期生物多様性国家戦略では、1000年に一度の震災を踏まえた肉付けをして欲しい。

(3) 生物多様性の主流化について

- ・生物多様性の意味が広くて分かりづらいため、国民への理解が進んでいない。国民が興味を持つ問題から話題を広げ、興味を喚起するアプローチの仕方が必要である。
- ・中高年層への浸透を図るには、社会教育施設等の施設や地方公共団体によるイベント等での啓発の機会を現状以上に活用していくことが必要である。

(4) 教育について

- ・文部科学省と連携し、小、中、高の学習指導要領に生物多様性の重要性に関する内容を十分取り入れ、学校教育のカリキュラムの中で生物多様性や生きものとの関係について学ぶ機会を増やすべきである。
- ・アメリカの EPA（環境保護庁）の例にならい、環境教育については環境省としても責任をもってやるべきである。少なくともコンテンツに関しては、環境省が考える必要がある。
- ・大学等の高等教育機関において、エコツアーガイドの専門性を高める方策の推進も必要である。

(5) 生物多様性地域戦略について

- ・地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定はまだまだ少ない。生物多様性地域戦略の策定を促進し、日本における生物多様性の考え方を生物多様性国家戦略に取り込んでいくことを強化して欲しい。
- ・緑の基本計画や景観行政の中に、生物多様性という尺度を具体的に盛り込んでいるところもある。生物多様性地域戦略を検討する際には、こうした取組を進めてきた先駆的な事例を参考にすべきである。

(6) 多様な主体による取組について

- ・FSC、MSC など民間の認証制度、民間環境保護林の育生、市町村による FSC を利用した森林管理、CO₂ オフセットと生物多様性をマッチングする制度などの取組にも注目すべきである。
- ・例えば、米国等では森林ファンドにおいて、民間認証を設けて生物多様性の確保を図っているが、今後、農林水産系のファンドが進められる際にはこうしたファンドの中に生物多様性への配慮を組み込んでいくことを考えて欲しい。
- ・ネットゲインに向けて、自然再生を推進するランドデザインとともに生物多様性地域戦略の推進が不可欠である。そのために「生物多様性・生態系サービスの見える化」とともに、「生物多様性・生態系負荷・フットプリントの見える化」を推進し、民間事業者と自治体、市民の参画を促す方向が欲しい。

(7) 農林水産業における取組について

- ・農業環境政策においても、森林分野で行っている機能面でのゾーニングを参考にして欲しい。また、そのために土地の所有や利用に関するデータベースを充実させて欲しい。
- ・巻網、刺網、はえ縄など、漁法によって生物多様性にどのような影響を与えているかについて検討が必要である。

(8) 伝統的な知恵について

- ・伝統に学ぶ温故知新的な感覚と、現代生活に合った科学技術的な裏付けのバランスを今後も考慮していく必要がある。

(9) 持続可能な利用の促進について

- ・「森が利用されないことによる危機」が深刻となっている。森林の「保護」や「植林」では守れず、自然資源の「利用」促進が生物多様性とその恵みを担保する。供給サービスのローカルコモンズとしての位置づけが必要である。

(10) 化学物質の影響について

- ・1970 年から 2000 年にかけて使われてきた有機リン系農薬に代わり、2000 年以降主流となっているネオニコチノイド系農薬は、昆虫類などに影響を与えている。化学物質への対応について十分に考えて欲しい。

(11) 生態系ネットワークについて

- ・生物多様性は日本列島に生息する動物の広域性、個別性とも関係する。生物多様性を国民全体、地域としてどう考えるかを生態系ネットワークにも反映させる必要がある。

(12) 自然再生について

- ・在来種を積極的に使うべき場所など、植樹活動等に関する指針について、地方別のきめ細かい情報提供を検討して欲しい。

(13) モニタリングについて

- ・長期間継続したモニタリングは、生物多様性の変化を明らかにするために非常に重要である。モニタリングは同じ事を続けるから意味があるのであり、新規性などを考慮して違うことをしたのでは意味がない。

(14) 地球温暖化と生物多様性の関係について

- ・温暖化対策と生物多様性保全についてはもっと連携すべきである。

(15) 国際的取組について

- ・日本が国際的なリーダーシップを発揮していくため、COP10で採択された名古屋議定書と名古屋・クアラルンプール補足議定書を早期に発効させることが重要である。次期生物多様性国家戦略には、議定書の締結に向けて努力していくという日本政府の意気込みを書いて欲しい。
- ・先進国が途上国の自然を搾取し、公正かつ衡平な利益の分配が行われて来なかったことがABSの問題を注目させた。日本はアジアの途上国の資源をある意味で搾取しており、こうした反省も踏まえ、生物多様性国家戦略を改定する必要がある。
- ・環境に関する世界的な事例の積極的な情報提供が必要である。GBO3（地球規模生物多様性概況第3版）における達成度の評価なども参考に、国際的な動きと比較した日本の位置付けを踏まえ、生物多様性国家戦略を改定する必要がある。
- ・違法伐採木材や持続性が確保されない木材を市場から排除すること等、国内外の森林の生物多様性の確保に、積極的に取り組むべきである。
- ・国内の野生生物の持出し、輸入後の外来生物の取扱いなどについて問題点の洗い出しが必要である。